

現代ロシアにおける「愛国主義」の相貌：タタルスタン共和国の動向を中心に

西山, 美久
九州大学大学院比較社会文化学府：博士後期課程単位修得退学

<https://doi.org/10.15017/1657813>

出版情報：政治研究. 62, pp.67-101, 2015-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



現代ロシアにおける「愛国主義」の相貌

——タタルスタン共和国の動向を中心に——

西山美久

はじめに

第一節 ソ連崩壊とタタルスタン——タタール意識の高揚

第二節 共鳴する「愛国」

第一項 プーチンの「愛国」

第二項 タタルスタンにおける「愛国」

(一) 祭典としての戦勝記念日——タタルスタンにおける舞台装置

(二) 市民の意識——戦勝記念、退役軍人、「愛国心」

(三) 共鳴する理念

第三節 民族文化伝統の教育——タタール意識と国家統一の狭間で

第一項 「ラテン文字復活法」の採択

第二項 連邦政府による言語法の改正——ロシア・ナシヨナリズムの発露か？

第三項 タタルスタンにおける政策

(一) 「タタルスタン愛国プログラム」の策定

(二) タタルスタンでの「愛国」教育

おわりに

はじめに

本稿の目的は、第一期プーチン政権（二〇〇〇～二〇〇八年）下における「愛国主義」政策と民族共和国における政策との関係を検討することで、現代ロシアにおける「愛国」の実相の一断面を明らかにすることである。

まずはロシアにおける民族問題から話を始めたい。この点、プーチンは二〇一二年に発表した論文で、民族問題とは「多種多様な言語、伝統、民族、文化を内包するロシアにとって、誇張されたものではなく、根本的な性質を有している」と指摘している。その上で「我が国は多民族社会であるが、統一的国民」でもあり、「多様性の中の統合（единство в многообразии）」が求められると⁽¹⁾、「ロシア国民（ロシヤーニン）」意識の涵養を行うべきと説いた。

こうした指摘の背景には同国の民族構成が関係している。国家統計局が発表する人口統計によれば、八割以上がロシア人（ルースキー）だが、連邦内には非ロシア諸民族が中心をなす民族共和国も存在し、複雑な民族構成が一つの特徴となっている。こうした共和国にはソ連崩壊後、中央と激しく対立した過去があり、統合を目指す権力サイドからすれば彼らの動向は無視し得ない。とりわけチェチェンやタタルスタンといった共和国はロシアからの分離独立や連邦中央からの権限委譲を求め、それらは次第に中央と地方の対立という民族問題に収斂し、政治社会に多大な影響を与えてきた⁽⁴⁾。こうした事情に伴い、ロシアへの帰属意識涵養（ナショナル・アイデンティティ形成）が政策課題として認識されるようになり、非ロシア諸民族をいかに包摂するかが争点となったのである⁽⁵⁾。

そこでプーチンは、エリツィン期の中央・地方関係を見直し、ロシアを一つにまとめる作業に着手した。特に、異なる民族をロシアという国家に包摂する精神的紐帯として「愛国心」に着目し、「われわれ意識」の醸成に乗り出した⁽⁷⁾。その証左として、連邦政府は「二〇〇一から二〇〇五年までのロシア国民の愛国心教育に関する国家プログラム」および「二〇〇六年から二〇一〇年までのロシア国民の愛国心教育に関する国家プログラム」（以下、「愛国プログラム」とする）を採択し、自国の伝統や偉業といったナショナルなものに連帯の源泉を求め、国民の「愛国心」を鼓舞してきた⁽⁸⁾。であれば、非エスニックな中央と民族共和国の垂直的關係に着目し、現代ロシアにおける「愛国主義」の内実を検討す

る試みは意義のあるものと言えよう。

では、どの民族共和国に着目すべきか。⁽⁹⁾本稿ではヴォルガ川中流域に位置するタタルスタン共和国に着目したい。同共和国はタタル人の割合がロシア人よりも高く（前者は五二・九％、後者は三九・五％⁽¹⁰⁾）、また彼らはロシア最大のマイノリティでもある⁽¹¹⁾。加えてタタルスタンはソ連崩壊後、独自の政治体制をつくりあげ、当時のエリツィン政権と激しく対立した経緯があり⁽¹²⁾、プーチンの「愛国主義」政策に対してタタルスタンが如何なる反応示したのかを検討することには大きな意義があるように思われる。実際、共和国では「愛国」に関する様々な取り組みがなされていた。ごく一例を挙げれば、タタルスタン共和国の地元紙は「教師の日」と題する記事で彼らの日々の活動を詳細にレポートし、教員たちは「民主主義、市民性、そして愛国主義といった価値観や理念を育んでいる」⁽¹³⁾（傍点引用者）ことを強調した⁽¹⁴⁾。これは「愛国」が同共和国でも重要な価値として理解されていることを窺わせる。

とすると、ここでは中央とタタルスタンの「愛国」の異同が議論の焦点になり、どのような意味で「愛国」が同共和国で語られていたのかを検討しなければならない。このように課題を設定した場合、本稿が参照すべき先行研究がほとんどないことをまず指摘しなければならない。タタルスタンにおける「愛国」イメージや実践を中央政府の「愛国主義」政策との関連で取り上げたものは管見の限りでは見当たらない。もっとも、プーチン政権の「愛国主義」に焦点を当てた研究は少なくはない。例えば、その多くは、プーチン政権が「軍事愛国主義 (militarized patriotism)」に基づき国民の「愛国心」を鼓舞し⁽¹⁵⁾、近年ではとりわけ青年層を対象に退役軍人との交流や「大祖国戦争」での戦勝の記憶の内面化を促すことで、祖国へ尽くす若者の育成を図っていると指摘している⁽¹⁶⁾。確かに、この時期に中央集権化が進められたため⁽¹⁷⁾、中央の地方に対する影響力を強調する先行研究の主張にはそれなりの説得力があると言えよう。しかし、地方が中央の指示に従順な態度を示す訳では必ずしもなく⁽¹⁸⁾、よりきめ細かな分析が必要である。また先行研究は、政権の「愛国」が祖国に尽くす若者育成を目的にしていることに力点を置くが、前述のごとく、国家統合を促す精神的紐帯としての役割も付与されており、非ロシア諸民族サイドの対応や関係する政策に注意を向ける作業も欠かせない。

そこで本稿では、「愛国」のスローガンが前面に掲げられたプーチン期に着目し、連邦中央と民族共和国タタルスタン

における「愛国主義」政策の実践や相互のやり取りを検討することで、両者の「愛国」の異同を明らかにしたい。⁽¹⁹⁾ もつとも、中央地方という二者関係では地方の下部単位である地区や市レヴェルの動きを見落としかねず、「中央・地方・サブリージョン」という三者関係を検討する必要性が指摘されており、⁽²⁰⁾ 本稿でも可能な限りそれらも含めて検討を加えていきたい。なお、資料的制約から、本稿では主に中央・地方関係に焦点を当て「愛国」の内実を浮き彫りにしたい。

以上のような課題設定に基づき、まず一節では、ソ連崩壊後にタタール・ナシヨナリズムが高揚し、国家統合が重要な政策課題として浮上したことを指摘する。その上で、次節以降では「愛国プログラム」採択後の連邦中央とタタルスタンの「愛国」政策の比較検討を行い、第二節では両者の政策内容が合致していた点を示す。他方第三節では、タタルスタンで着手された文字改革を取り上げ、同地で民族文化伝統の振興が進められながらも、「愛国」理念の下、ロシア連邦への帰属意識の形成が促進されたことを明らかにする。「おわりに」では、右のような複雑性がありながらも、タタルスタンは「一体不可分のロシア」創出という連邦中央のシナリオに呼応していた点を指摘し、稿を閉じる。

第一節 ソ連崩壊とタタルスタン——タタール意識の高揚

タタルスタンは一九二〇年、タタール自治社会主義共和国として成立し、ソ連崩壊後の一九九二年二月に現在の国名に変更した。ヴォルガ川の中流に位置し、首都はカザンである。共和国はタタール人、ロシア人、チュヴァシ人など複雑な民族構成をとり、なかでもタタール人の人口は多くマジョリティの地位にある。彼らは帝政期ロシアに編入された後も独自の文化伝統を誇り、栄えていた歴史的背景があることから、一挙に「ロシア化」が進んだわけではないとされている。しかし、ロシア語や正教を手掛かりとしてなされた「ロシア化」⁽²¹⁾の産物として、正教に改宗した「受洗タタール」も存在し、⁽²²⁾ 彼らは自らを「クリヤシエン」と呼ぶなどアイデンティティ同定に迫られている。⁽²³⁾ このように様々な文化が複雑に絡み合う同共和国において「タタール意識」の再確認を求める動きが急速に拡大し始めた。

タタール意識が高揚するのはペレストロイカ期に遡る。この時期、ソ連各地で「民族復興」ブームが生じ、それに呼

応するようにタタール人も歴史見直しやタタール語の地位向上を求めるなど、モスクワへの圧力を強めていった。一九一一年八月に発表されたある世論調査によれば、タタール人の七割以上がロシアからの離脱を支持していたとされる。⁽²⁴⁾ソ連崩壊後もタタール民族派の運動は続き、様々なレヴエルで政治に関与し共和国政権へ圧力をかけ始め、次第に「ロシア国籍」ではなく「タタルスタン国籍」の取得を目指すなど、勢いを徐々に増していった。⁽²⁶⁾シャイミエフをトップとする政権は彼らの要求全てに与せずも、「主権」の文言を入れたタタルスタン憲法を一九九三年に採択しモスクワとの対決姿勢を示すに至るが、九四年には権限区分条約を締結しロシアの一部となる。⁽²⁷⁾ともかく、こうしたエスノ政治的勢いはタタール文化やイスラームの振興にもつながり、ある論者によれば、共和国内のある放送局では番組の七〇%がタタール語であったとされる。⁽²⁸⁾そして共和国の政治は次第に民族関係にも影響を与え、一九九二年の社会学的調査では「民族関係は安定している」と回答した者は二九・六%、「表面上は安定しているが、実際は緊張状態にある」と回答した者は五四・六%にも達していた。⁽²⁹⁾また一九九七年の調査でも約三割の共和国民が「安定している」としながら、他方で約五割は「実際には緊張状態にあ」り、三八・二%が「変化は見込めない」と回答していた。⁽³¹⁾

タタール意識高揚も相まって教育現場でも変化が生じた。例えば、ロシア史やロシア語だけでなく、タタールの歴史文化、タタール語も科目として加えられた。このように政策レヴエルではこれらを必修化するカリキュラムが採択され、⁽³²⁾民族共生が謳われていたものの、⁽³³⁾ある論者によれば、タタール語に比べロシア語の授業時間は少なく、またロシア人作家の書籍も減少傾向にあり、差別化が進んでいたという。⁽³⁴⁾実際、教室学習の他に文化・宗教施設での教育も行われるなど、教育のタタール化が進んでいたとされる。⁽³⁵⁾それでも、一部のタタール人は自身の子弟にロシア語学校での教育を望んでいたとされるが、その多くは自民族の伝統文化の教育の重要性を指摘していた(六八%)。⁽³⁶⁾こうしたタタール・ナシヨナリズムの高揚により、次第に共和国のロシア人は「ロシアはロシア人のために」といったスローガンを支持し始め、⁽³⁷⁾また彼らの権利保障が重要トピックとして取り上げられるなど、⁽³⁸⁾民族関係は微妙な状態であった。そうした中、エリツィンの後を継いだプーチンは「一体不可分のロシア」創出を目指すべく、⁽³⁹⁾国家統合やナシヨナル・アイデンティティの構築という難問に挑むのである。

第二節 共鳴する「愛国」

第一項 プーチンの「愛国」

二〇〇〇年代に国民の意識形成を目的に「愛国プログラム」が次々と採択された。その背景にはソ連崩壊後にロシア社会に蔓延したアパシーやエゴイズムなどがあり、これらの問題解決のために「上から」指針を定めたという。プログラムを紐解くと、その中核は「大祖国戦争」での勝利であり、戦勝はロシア国民の「愛国心」を高め、国を一つにまとめる凝固剤とされている。つまり権力サイドは、ソ連崩壊後に国民が味わった屈辱を慰撫するかのごとく、シンボル操作や新しい歴史教科書を編纂するなどして「愛国心」を鼓舞し、「一体不可分としてのロシア」の創出に乗り出したのである³⁹。しかし、政権は右に挙げただけではなく、文化領域にも関心を示し、国民の意識形成に用いることにした。以下、旧稿で触れることのできなかった点を簡単にまとめよう。

プーチン政権は「愛国心」醸成にテレビ、映画、音楽、文学といったメディアも活用し、人々の意識形成を促した。例えば、二〇〇四にロシア連邦大統領府、上下両院、ロシア政府、連邦保安庁の支援により「愛国映画支援財団（Фонд поддержки патриотического кино）」が設立された。財団によると、その目的は「愛国的な映画や文学の復活、愛国理念の普及、祖国を守る人々への肯定的イメージの形成」とされている⁴⁰。財団の活動には「愛国プログラム」および二〇〇三年に採択された「ロシア連邦市民の愛国心教育の概念（Концепция патриотического воспитания граждан Российской Федерации）」が基底にある。このコンセプトは「愛国的価値を失墜させるあらゆる試みに抗⁴¹し、愛国主義を「ナシヨナリズムや分離主義とは異なるもの」と定義しており、国家統合を目指したプーチンの目的に合致している。財団のHPにも当該文書が掲載されており、効果的に「愛国心」を国民に植え付けることを主眼としていたのである。評議員には、アレクサンドル・トルシン（現連邦会議第一副議長）やセルゲイ・バジエノフらが名を連ねており、政権と近い関係にあることが窺える。財団を取材した週刊誌『コメルサント・ジェンギ』は、国家機関による「支援によって財団が設立

された事実が明らかになった」とし、その上で会長バジエノフにインタビューを行い、いかにして「愛国心」を醸成するかを問うた。彼は、「ソ連時代、愛国主義は上からもたらされ、厳しい指令があった。今日、そのようなことは不可能だが、愛国心を教えることは必要である。……単にイデオロギーを詰め込むのはよくない。若者は拒否してしまう。評判のよい良質な映画を製作し、愛国の思想を巧みに伝える必要がある」と述べた。⁽⁴³⁾

この他、バジエノフは記者とのやり取りで国家からの支援を否定しなかった。こうした事実から、政権は国民の意識形成に影響力のあるメディアを用いて、彼らが思い描くシナリオを実現させようとしたわけだ。また同財団は、二〇〇六年から連邦保安庁の活動を扱った文学や芸術を表彰する「ロシア連邦保安庁賞」の主催者でもある。ある職員はインタビューで「今日、ドラマや映画などで治安機関の活動は否定的に描かれており、私達は……治安機関の威信を傷つけず、国を守る者としての肯定的イメージ作りに貢献している人々を表彰することにした」と述べている。祖国に尽くす者＝「愛国者」という図式の下、権力サイドは芸術分野にも活路を見出し、「愛国」意識の醸成を試みたのである。

こうした方針は映画産業に対しても見られた。例えば、二〇〇〇年代のロシア映画を分析したスヴェトラナ・ザルピナによれば、①愛国的な映画は国家から金銭的援助を受けており（例えば、二〇〇八年製作の「我々は未来から来た（Мы из будущего）」など）、②そうした映画は大祖国戦争の記憶と密接不可分なものであり、ロシア国民の「愛国心」形成に用いられているという。⁽⁴⁵⁾ 映画評論家アレクサンドル・シャパギンが指摘するように、「戦争は……歴史の中でも輝かしいページの一つ」であり、政権も利用しやすかったであろう。

であるからこそ、政権は毎年五月九日の戦勝記念日に大々的なイベントを開催したと言える。祝祭や記念行事の象徴性は様々な研究で指摘されている通りであり、⁽⁴⁷⁾ それに市民の参加を促し「愛国心」高揚を狙った。モスクワの「赤の広場」で開催される戦勝記念祭には、退役軍人やその家族親族が招かれ、軍事パレードを見物する。この祭典では「勝利の日（День победы）」という曲が演奏され、有名歌手や参加者が歌う姿が全国放送で中継される。こうしたイベントは各地で開かれ、政権は国民の参加を促すことで連帯感を演出し、「一体不可分のロシア」の創出に努めていたのである。

このように、プーチン政権は「愛国プログラム」や「愛国コンセプト」を次々に採択し、「愛国」を国家統合のシンボ

ルとして利用することで、多民族国家ロシアの統合を促した。しかし、「愛国的」な連帯を基底とする各民族の紐帯の強化は、地方のイニシアティブによっても促されたのであり、必ずしも中央の一方的な押し付けでなされたわけではない。

第二項 タタルスタンにおける「愛国」

(一) 祭典としての戦勝記念日——タタルスタンにおける舞台装置

二〇〇一年に「愛国プログラム」が採択された際、タタルスタンの地元紙は「政府は国民の愛国教育を開始」との見出しで紹介している。それによれば、昨今議論されている「愛国主義」への国家関与は「現実として具体化され」、その目的は「社会の統一、社会経済的安定、ロシアにおける諸民族友好や統一性の強化など諸々の課題解決を可能にする愛国意識を形成することを基礎にした効果的な基礎システムの構築」のためだとされている⁽⁴⁸⁾。では、同プログラム採択以降、タタルスタンでは如何なる指揮が執られていたのだろうか。

そうした疑問は、共和国における戦勝記念イベントを見ていくと明らかになる。二〇〇一年五月七日には、タタルスタンの首都カザンで大祖国戦争に関わった軍人などを捧げる記念碑の除幕式が行われ、式に参加した共和国大統領シャイミアフは「年毎に、戦勝の記憶は人々にとつてますます重要なものになり、また戦勝記念日はますます重要な意味でみだされることになる」(傍点引用者)と語り、戦勝がこれまで以上に価値を帯びると強調した⁽⁴⁹⁾。また、二〇〇一年五月八日付けの地元紙『タタルスタン共和国』は、翌日の戦勝記念日を意識して当時の写真とともにシャイミアフの祝辞を一面トップで掲載し、戦勝ムードを演出していた。祝辞には次のようなくだりがある。

死に直面した状況下で、戦争は全ての年齢層、民族、異教徒を、一つにまとめた。……共和国は、パンや牛乳から銃弾や戦闘機まで可能な限り物資を前線に送った。……悲劇を伴う戦時下で斃れた人々に永久の記憶を。名誉や尊敬の念を、ファシズムの病 (Копилечью чумы) を打ち負かし、偉大な勝利と平和を諸民族にもたらしたあなた方退役

軍人の方々に。そして戦後に生まれ、戦時下の混乱を父親、祖父、曾祖父の話や様々な本で知っている全ての人々に平和と安定を⁵⁰（傍点引用者）。

シャイミエフは、様々な民族が一体となり祖国防衛に尽くした功績を讃え、また父祖の英雄的行為を想起させることで、共和国に住む人々の「愛国心」を鼓舞し、祖国ロシアへの忠誠を促した。

五月九日には共和国の首都カザンの自由広場や勝利公園で催しが開かれ、大統領や閣僚らと共に多くの勲章を身に付けた退役軍人などが参加した。地元紙は一面でシャイミエフと退役軍人が笑顔で語り合う姿を収めた写真を掲載し、五六回目の記念式典を詳報した。報道によれば、彼はこの日、退役軍人らに偉大な勝利とタタルスタンから三〇〇名ものソ連邦英雄が誕生したことを祝うとともに、戦場から帰還できず亡くなった人々を偲んだ。その後、戦争博物館を訪れ視察し、記念碑に献花したという⁵¹。また首相のルスタム・ミンニカコフはカザン近郊に位置するアルスキー墓地を訪れ、戦争で犠牲となった人々へ祈りを捧げるなど、共和国首脳が率先して「愛国」ムードを高めていたことが窺える。こうした式典は、ニジネカムスク、アリメチエフスク、チストポリ、ゼレノドリスクなどの地方でも開催され、祖国を守り抜いた退役軍人の祖国愛ならびに英雄的行為が讃えられた。同日付の『タタルスタン共和国』紙は、退役軍人と一般市民が触れ合ったり、彼らが記念碑に献花したりする姿を収めた写真を掲載するなど、全共和国的イベントとして報じた⁵²。このように、戦勝記念日は共和国全体で祝われる「愛国的祭典」なのである。

翌年も同様に第五七回記念式典が開催された。五月九日付けの地元紙にはシャイミエフの祝辞が掲載され、その最後で「生活や平和が誰によってもたらされたのかという永遠の記憶が、多民族からなる国民の心の中で生き続けますように⁵⁴」（傍点引用者）と締めくくり、戦勝が様々な民族を結びつける精神的紐帯であるとした。一日付けの地元紙は、九日の式典に参加した退役軍人や市民らが笑顔で談笑する写真を掲載し、共和国全土が愛国ムードであったと報じた⁵⁵。こうしたイベントはその後も行われたが、特に当局は三年後の式典に合わせて着々と準備を進めていた⁵⁶。

というのも、二〇〇五年は戦勝六五周年記念の年であり、大規模な祝祭や式典への参加を通じて一体性を具体化しよ

うとしたのである。例えば二〇〇五年五月三日、第二の都市ナーベレジヌイエ・チエルヌイで、戦争の惨禍で亡くなった地元民の名を刻んだ記念碑の除幕式が行われるなど、ローカルな場でも準備が整えられ始めた。こうした作業は共和国中央でも着々と進められ、記念日を迎えるようとしていた。五月四日、カザン・クレムリン内に新たに建設された大祖国戦争記念博物館の開所式が行われ、シャイミエフの他、文化相ジーリヤ・ヴァレレヴァ、青年問題担当相マラート・バリエフ、カザン市長カミリ・イスハコフらが参加した。博物館には個人の遺品や共和国退役軍人会などから寄せられた品々が展示されており、シャイミエフは「この博物館が未成年者の教育の場所になり、また祖国の英雄的歴史に触れる場所でなければならぬ」と語り、その役割に期待を寄せた。このセレモニーを取り上げた地元紙は「偉業、献身、栄光が大祖国戦争記念博物館で語られる」とのタイトルで式に参加したシャイミエフや退役軍人らの写真を一面トップで掲載し、父祖の英雄的行為を模範的規範として内面化することの重要性を説いた。⁽⁵⁹⁾

五月五日には民族文化センター・カザンに退役軍人や議会関係者が集った。その内の一人フアリド・ムハメトシンは、「勝利の日からすでに六〇年が経過したが、私たちはこの戦争がいかに辛いものだったのかを何度も何度も確かめている。退役軍人の方々は、(今でも)行っているが！現在の世代に戦争の真実を理解させなければならぬ」と語り、父祖の行為を英雄視するとともに、彼らが対ナチス・ドイツ戦勝に関して今後も語り継ぐ必要性を強調し激励した。このように愛国ムードが演出される中、五月七日付けの地元紙に戦勝六〇周年を祝うシャイミエフの祝辞が掲載された。

議会、共和国政府を代表して、名誉ある記念日、すなわち大祖国戦争における我々多民族の勝利六〇周年をお祝い申し上げる。感動的な「ユーリー」レヴィタンの声がナチス・ドイツの降伏を発表したこの記憶の日から、すでに多くの人々が成長してきたが、過ぎ去った戦争の記憶は退役軍人から子供たちまで各々の心の中にある。……一体的な国民であり、一つの国に住んでいる私たちは、戦争時下の全ての重荷や試練を経験してきた(傍点引用者)。⁽⁶²⁾

この発言には、異なる民族が一致団結し祖国を守り抜いた意義が強調され、戦勝がロシアを一つに束ねるシンボルで

あることが示されている。こうした理解はシャイミエフの戦勝に対する見解にも示されている。それによれば、各国のリーダーは大祖国戦争に関する個人的見解を表明できるが、「反ヒトラー連合によるファシズムの病(Фашистской чумы)に対する闘争の意義を理解すべき」であり、「戦勝から六〇も経過した後はその結果を歪曲する試みは不道徳」とした。⁽⁶³⁾ また、タタルスタン議会の祝辞の中でも「いつ何時、誰も戦勝の歴史的意義を過小評価することはできない」とされており、当局が一丸となって祖国に尽くした英雄の記憶と戦勝の象徴性を強調していたのである。

五月九日の戦勝記念日に首都カザンで開催された式典にはシャイミエフや閣僚、退役軍人、一般市民が参加し、戦勝六〇周年が祝われた。今年が記念の年であり、多くの人々が動員され、また夜には火花が打ち上げられるなどお祭りムードが演出された。式典でシャイミエフはタタル語とロシア語で、異なる民族が祖国防衛に尽くし、この功績は今後も語り継がれるべきものだと強調し、次のように語った。

この勝利は国民的精神の強さのシンボルであり、軍の力、パルチザン、そして多民族からなる国民の後方勤労者が一つになりもたらされた。本日、私たちは祖国の独立を守った人々の勇敢さと不屈さに再び祈りをささげる。戦勝は国全体の努力によって成し遂げられた。しかし唯一タタルスタンは七万を超える青少年らを前線へ派遣し、その内の半数が交戦の地で犠牲になった。二万人以上もの同郷人が表彰され、その中の二五〇名がソ連邦英雄として表彰された⁽⁶⁴⁾(傍点引用者)。

記念祭典は首都カザンのみならず、タタルスタンの各地で催された。例えば、チストポリ市では五月九日に合わせて記念碑の修復が行われ、当日に公開された。また行政府長のヴェチエスラフ・コズロフは「地元民が英雄になった」とし、戦勝に貢献した人々の功績を讃えた。アリメチエフスクやナーベレジヌイエ・チエルヌイなどでも式典が開催され、戦場に飛び立ち帰還することのなかった地元民を追悼するとともに、英雄的行為を成し遂げた退役軍人らに感謝を捧げ、祖国に尽くす意識を模範として継承していくことを明らかにした。⁽⁶⁵⁾

同年五月九日にモスクワの「赤の広場」で演説を行ったプーチンは、「戦勝記念日は、我が国において最も親しみがああり、最も誠実でそして全国的な祝日」（傍点引用者）であり、「この日は我々の心を、誇り、哀悼、同情、高潔さといった感情で満たす」と述べており、戦勝に対する中央と民族共和国の認識が一致していたことが窺える。このように、戦勝記念は全ロシアの祭典としての性格を有していたのである。

ここまでは、連邦中央と民族共和国タタルスタンの「愛国」が共鳴していた点を、主に行政当局の動きを見ていきながら検討してきた。以下では、この点をより積極的に傍証するため、タタルスタン市民の投書やインタビューなどを素材として、彼らの戦勝に対する意識を浮き彫りにしたい。

(二) 市民の意識——戦勝記念、退役軍人、「愛国心」

二〇〇一年に行われたある社会学的調査によれば、七六％もの回答者が「戦勝の決定的要因となったのはソヴィエト人民の愛国心⁽⁶⁷⁾」としており、「愛国」がその駆動力として認識されていた。こうした父祖の英雄的行為を誇る意識は、もちろんタタルスタンの一般市民にも共有されていた。例えば、地元紙に掲載された一〇年生マリーナ・ステパノヴァの投書はそれを端的に示している。

私の祖母、ファイナ・ステパノヴァは八〇歳になった。これまで祖母は素晴らしい時代と共に、その世代の人達と同じように困難な時代を経験してきた。レニングラード地区で七年生を終了した後、祖母はコルホーズで働いた。大祖国戦争の開始により、祖母は赤軍の兵士の一人として召集され、短期間の訓練の後、対空部隊の高射砲撃隊（Зенитно-артиллерийская часть）に派遣された。祖母はモスクワやゴリキーに接近を試みた敵軍の飛行機から空を守り抜いた。一九四五年には部隊が極東に移送された。日本の降伏後、祖母は復員し帰郷した。一九四六年の秋にミハイル・アンドレーヴィチ・ステパノフが休暇でここを訪れた。私の将来の祖父だ。……「私の祖母」ファイナ・ステパノヴァは、祖国戦争二等勲章など受賞した。……こんな祖母を尊敬せずにいられるだろうか⁽⁶⁸⁾。

経済経営法大学アリメチエフスク校のある女子学生は、エッセイで祖父について触れている。それによれば、彼女の祖父イヴァン・アキムイシエフは一九四一年三月にカザン戦車訓練所に入所するも、その三ヶ月後に戦争が始まったため戦車小隊の指揮官としてスターリングラードに派遣される。激しさを増す当地での戦いで彼女の祖父は負傷しながらも、懸命に戦いドイツ軍の戦車を撃退したという。彼女は、「祖父は全ての英雄のために残り、祖父の永遠の栄光を忘れるはしない」と讃えた上で、エッセイの最後を次のように綴っている。

退役軍人は後ろではなく前を見続けた。祖国が再び偉大で自由なものになり、自身の翼を広げ、平和な窓へ暖かい光が差し込み、また子供たちの笑い声が聞こえるように前に進み続けた。戦争の悲惨な炎は彼らの運命を焦がしたものの、公正独立のための闘争心までを奪うことはできなかった。彼らは私たちの人生を照らし、真の祖国愛や自由への愛着を教えている。これらに対して深く感謝したい。彼らは私たちの記憶の中に永遠に残り続ける。

同大学の他の女子学生もエッセイを記している。彼女の祖父ガライ・ナスイブリンは一九二八年九月一三日タタルスタンのザインスク地区で生まれる。家族は父、母そして五人兄妹であった。小学校で学んでいたものの、ついに戦争が始まる。当初、住民は戦争開始を信用できず、「どうして戦争が始まったのか、何が原因なのか」と困惑していたという。しかし、六月二三日には男たちが戦場に駆り出され、彼女の祖父もコルホーズで働くことを余儀なくされたが、とにかく激務で「休む時間がほとんどなかった」という。そして彼女はエッセイの最後で「この地獄を過ごしてきた人々は、ロシアの英雄とされなければならない」とし、その上で次のように締めくくっている——「生き永らえた退役軍人あるいは亡くなった退役軍人の方々は、英雄だ。たとえ死んだとして、彼らは祖国を守ることと亡くなっていた。本当の愛国者だ。全ての犠牲者は無駄ではない。私たちが勝利へと導いたのだから」。

二〇〇五年四月二九日付けの地元紙は、開戦当時六歳であったニーナ・クロチコヴァの戦争体験を紹介している。それによれば、彼女は一九四三年から学び始め、「教室は新で温めたが、春まで持たせるため節約し、その結果教室は寒かつ

た」という。また学習教材も不十分で、「古新聞にメモを取り、インクの代わりに水で薄めた煤を使っていた」とも語っている。食事は「皿半分の量のカーシヤで、戦時中はパンを一度も見なかった」と飢えと寒さで苦しんだ当時を回顧している。そして彼女は「私たち未成年者にとって、これは人生における敵しい学校だった」としている。⁽⁷⁵⁾ 記事には彼女の実験が淡々と綴られているが、これは戦争を知らない世代に当時の凄まじさを伝え、そうした環境に置かれながらも祖国に尽くした功績を讃えている。⁽⁷⁶⁾ このように、五月九日はタタルスタンの人々にとっても神聖な日であり、この日を迎えるたびに人々は追悼施設を訪れ、戦没者に思いを馳せるのである。

(三) 共鳴する理念

一見すると連邦中央の「愛国プログラム」に倣い、戦勝記念行事がタタルスタンで行われていたようだが、実際には、共和国での祝祭は異なる民族の連帯を強化し、多民族国家ロシアをまとめる共和国のイニシアティブが存在していた。シャイミエフ大統領や地方関係者の発言などから窺えるように、必ずしもモスクワの指令によって祭典が執り行われていたわけではない。むしろ大祖国戦争の記憶を風化させまいとするタタルスタン側の演出でもあり、祭典は全共和国的イベントであった。大戦の記憶は同地でも「愛国」の重要な礎なのである。そして両者の政策は、統合を促す接着材として戦勝を利用し、ロシアへの忠誠心を鼓舞するという同一の目的をそれぞれ内包していた。ある社会学的調査によれば、ロシア人・タタル人ともに戦勝という歴史的記憶が両民族を束ねていると回答しており、⁽⁷⁷⁾ 戦勝は「ロシア国民（ロシア人）意識形成に寄与していたと言えよう。アントニー・スミスが「死者の栄光」と指摘したように、⁽⁷⁸⁾ 戦勝はロシアにおけるナショナル・アイデンティティの核として理解されていたのである。⁽⁷⁹⁾

とはいうものの、ソ連崩壊後にタタル意識が高揚した事実を念頭に置けば、民族関係は右のごとく単純なものではない。すなわち、民族意識の高まりに呼応するかのように共和国ではタタル民族の利益を前面に押し出した政策が策定施行されたケースがあり、民族共和国の利益とプーチンの「愛国」が衝突し、両者間で政策をめぐる反応・対応の複雑な交錯が想定される。そこで、改めて「愛国主義」政策をめぐる両者の関係性が問われなければならない。

第三節 民族文化伝統の教育——タタール意識と国家統一の狭間で

第一項 「ラテン文字復活法」の採択

一九九三年に採択されたロシア連邦憲法は「母語の使用権」「言語の自由選択権」(第二六条)など言語権を明記している。また憲法は「国家語はロシア語」だと規定する一方で(第六八条一項)、各共和国の言語制定権(第二項)や諸民族の母語の権利をも保障している(第三項)⁽⁸⁰⁾。

こうした大前提の下、タタルスタン共和国はタタール語のラテン文字化に乗り出し、一九九九年九月一五日に「ラテン文字を基にしたタタール・アルファベット復活法(О восстановлении татарского алфавита на основе латинского письма)」を採択した(以下、「ラテン文字復活法」とする)。「復活」となっているのは、一九二七年にラテン文字化が決定されていたからである。⁽⁸¹⁾ 同法によれば、ラテン文字を基にしたタタール語表記を復活させ(第一条)、二〇〇一年九月一日より施行されるが(第五条)、二〇一一年九月一日まではラテン文字とキリル文字のアルファベットが併用される(第三条)。⁽⁸²⁾ 同法採択後ラテン文字化は次第にクローズアップされ、全国的なトピックとして認識され始めた。例えば、『コメルサント』紙は「タタールはラテン文字へ移行」と題して共和国における文字の歴史や同法採択による様々な反響を紹介している。記事によれば、ある反対派は「アラブ文字を拒否したことで、私たちは過去千年の文化的遺産を失った。ラテン文字への移行で私たちは今世紀の遺産を失いかねない」と否定的であった。他方で賛成派は、ラテン文字の採択は世界的な文化、とりわけチュルク文化圏との接触にとってむしろ好都合だとし、法案採択を歓迎していた。⁽⁸³⁾ 様々な意見が表明される中、『コメルサント』紙はタタルスタンの祝日「共和国の日」を取り上げ、次の記念日には「過去にキリル文字で書かれたタタールの言葉は忘れ去られるだろう」と評し、同国で進むラテン文字化を危惧していた。⁽⁸⁴⁾

これらの動きに警戒感を示した連邦議員もおり、「ラテン文字復活法」は連邦議会で議論されるようになった。地元紙『タタルスタン共和国』は議会でのやり取りをレポートしている。それによれば、一二月一四日、共産党会派のアナト

リー・チェホエフ (A.I. Chehob) 議員は「この状況はロシアの国家安全保障への脅威」だと述べ、タタルスタンで進められているラテン文字化を議論すべきだと訴えた。多くの議員はこの提案を議題に載せることに否定的であったが、共産党やヤブロコといった政党の議員らの賛成で審議継続になったという。同紙は「タタルスタンにおけるラテン文字はロシアの安全保障の脅威なのか？」との見出しで、チェホエフ議員の提案に懐疑的であった。⁽⁸⁵⁾

ラテン文字化が急速に進みつつある中で、共和国大統領シヤイミエフは施行直前になり「ラテン文字への移行は慎重に」と発言した。彼によれば、九月一日の施行には間に合わず、試験的にいくつかの学校で導入し、またラテン文字を導入しないを検討しているCIS諸国での経験进行分析する必要があるとし、直前にトーンダウンしたかに思える。ともかく、二〇〇一年度の予算には、「ラテン文字復活法」実現に向けて二六五三万一〇〇〇ルーブルが計上された。⁽⁸⁷⁾

全国紙『コメルサント』はこうした動きに反対するタタル人の公開書簡を紹介した。それによると、書簡の執筆者は「再び伝統を破壊している」とし、共和国政府の試みには否定的であったという。また同紙は、「タタルスタンでは六〇年以上もキリル文字が使用されており、タタル語の書き方や発音と調和している」「タタル語のラテン文字化は否定的な結果をもたらす」との意見を紹介し、「タタル人はキリル文字で書くことを欲している」としている。⁽⁸⁸⁾

これらネガティブな意見に対して、タタルスタンの議会関係者は反論を試みた。例えば、科学・教育・文化・民族問題に関する委員会議長ラジリー・ヴァレエフ (P.I. Baluev) は、「私たちは挙げた手を下ろす必要はない。……タタル人はアルファベットのキリル文字変更後もラテン文字を用いてきた」と述べ、連邦中央と敵対するつもりはないもの、ラテン文字化への動きは止めないとした。⁽⁸⁹⁾ また、二〇〇一年一月十七日、同委員会では「ラテン文字復活法」が議題となった際、ある参加者は「多くの政治的画策が存在している」とし、不快感を露わにした。この発言を取り上げた地元紙『タタルスタン共和国』は「問題が過度に政治化されている」とし地元当局に同情的であった。⁽⁹⁰⁾ このように様々な意見や反応が表明されながらも、共和国ではシヤイミエフの発言に倣いラテン文字化への実験的試みがなされていた。文化委員のミヌリンによれば、地元出版社「マガリフ (Marafit)」から五冊の教科書、二冊の正書法辞典が刊行されたという。また、文字変更への反応を探る目的で千名以上の生徒や七〇名ほどの教師が協力していたとされる。⁽⁹¹⁾ しかしラ

テン文字化の試みは、次第にロシア全土を巻き込む問題へと発展し、新たな法整備を促す要因となった。それが、キリル文字使用を義務付けた改正言語法の採択に向けた動きである。

第二項 連邦政府による言語法の改正——ロシア・ナショナリズムの発露か？

ラテン文字化に歯止めをかけるべく、数十人の下院議員は「ロシア連邦の諸民族の言語に関する連邦法」の改正に乗り出し、キリル文字の使用を義務付ける『ロシア連邦の諸民族の言語に関する連邦法』の第三条への追加法(О внесении дополнения в статью 3 Закона Российской Федерации “О языках народов Российской Федерации”)(以下、「改正言語法」と略記する)を提出した。⁽⁹³⁾二〇〇二年六月には下院の第一読会で審議され、法案提出者のカアディル・オオル・ピチュエルシエイ(Kadyr-ool Bicheliev)議員は「言語や言語政策は国家や社会政策において重要な一部」とし、その上で改正言語法の意義や目的を次のように説明している。

我々の法案は、キリル文字を基礎とするアルファベットの諸国家語によって文字使用に関するロシアの現状を強化する。しかし同時に、この法案は共和国に他の言語体系や文語的基礎への移行を禁止するものではない。……連邦法は、何らかの国家語の書体への完全なる変更がなされる場合のみ必要である。例えば、仮にキリル文字からラテン文字、中国語、アラブ文字、古代モンゴル文字などへの移行に関する問題が生じた際などである(傍点引用者)。⁽⁹⁴⁾

ピチュエルシエイ議員は、共和国が他言語への文字変更を可能としながらも、完全なる変更は認められないとし、タタールスタンの動きを暗に牽制した。次に発言したファンダス・サフイウリン(Fundus Safuyulin)議員は、言語はそれを用いる民族や人々の当然の権利だと説明し、自身の法案を紹介しながら次のように述べている。

私の法案はそのような避けられない反応である。「ロシア連邦内において、ロシア連邦内の諸民族の全言語には、言語を用いる各民族の自由意思によって選ばれたアルファベットを使用する。ロシア連邦の全権力機関は、ロシア連邦の全民族に母語の保護、研究、発展のための条件を整備することを保障する」。……ビチェルジェイ議員の法案と異なり、私の法案はロシア連邦憲法の全規範、一般に認められた原則、国際規範と合致している。⁽⁹⁵⁾

その後の質疑応答では、両者に矢継ぎ早に質問が投げかけられた。改正言語法が廃案となった場合の不利益を問われた際、ビチェルジェイ議員は「法案はロシア連邦の統一的な教育文化的、政治法的空間を高め、また保持することを可能にする⁽⁹⁶⁾」と国家の一体性を強調した。次に発言したアンドレイ・ロギノフ (Андрей Логинов) 議員は、「何らかの文字体系の使用は、ある種の社会契約の特質である。仮に各人が文字を提案したとしたら、それは国家や社会全体における完全なるカオスの原因となる (к полному хаосу)」。それゆえ、基礎としての文字体系や言語の書体は、法規制が必要とされる公共物なのである⁽⁹⁷⁾ (傍点引用者) と述べ、法案採択を支持した。

このように賛否両論あるものの、その後の採決で改正言語法は賛成多数で第一読会を通過した。翌日の全国紙は「国家会議、キリル文字を基礎として採択」とし、ロギノフ議員の「カオス発言」が法案の運命を左右したとした。一月一日には第二読会で再度審議されたが問題無しとされ、最終的には賛成多数 (三三六、反対一五) で改正法案は可決された。『コメルサント』は「下院はラテン文字を禁じる」とのタイトルで法案採択を報じた⁽⁹⁸⁾。地元紙も同様に「下院、ラテン文字を退ける」との見出しで取り上げたが、主に法案反対を貫いたサファイウリン議員の「憲法違反」発言を紹介し、全国紙とは異なるトーンであった⁽⁹⁹⁾。ともかく法案は下院を通過し、上院で審議されることになる。

一月二七日、上院は賛成多数で改正言語法を採択した。タタルスタン選出の議員ラフガト・アルトインバエフ (Рафгат Айтинбаев) は、「法案は、国家語の制定権を共和国に認めたロシア連邦憲法第六八条に違反している」とした。他方、賛成票を投じたウドムルト選出のヴィクトル・シュデゴフ (Виктор Шугаров) は「仮に今、ある共和国のラテン文字化を認めた場合、次は『中国語』になりかねない」と皮肉交じりに答えた。また北オセチア選出のヴァレリー・カドホフ (Валерий

(Kaxoxob)は、「タタルスタンが連邦の一部であるならば、共和国の統一な国家語はロシア語でなければならぬ。たとえ共和国でタタル人が四八%であっても」と自身の考えを示し、タタルスタンがロシアを構成する一地方に過ぎないとした⁽¹⁰⁾。地元紙『タタルスタン共和国』は「上院、キリル文字を承認」と題して法案可決を取り上げたが、主に反対票を投じた議員の「違憲」発言を紹介し、上院の決定に批判的であった⁽¹¹⁾。

こうした反対意見はタタルスタン議会でも見られた。一月二八日の定例会議の場で、ラジリー・ヴァレエフは改正法案を「反憲法的法律」と断罪した。シャイミエフも「現在の状況は自民族の言葉有する民族共和国のみに関係している」と述べ、文字改革の正統性をアピールし理解を求めた。こうした動きに対して『コメルサント』紙は、「タタルスタン当局はロシア正教やキリル文字に反対している」とし、民族対立を想起させるような報道であった。翌日にはシャイミエフ発言を受け、議会はプーチン大統領宛ての文書採択した⁽¹²⁾。それによれば、言語制定の問題は共和国の管轄事項であり、改正言語法の採択は「連邦構成主体の管轄事項への干渉」だとし、憲法違反の可能性を指摘している。また議員らは、同法が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「地方言語・少数民族言語に関するヨーロッパ憲章」「少数民族保護枠組条約」といった国際条約に違反しているとし、大統領へ署名拒否を具申しした。こうした動きに触発され、世界タタル人会議も「諸民族にとって不可欠の権利が奪われる新たな状況を生み出し、このような決定は「歴史上先例のないもの」とする公開書簡を大統領に宛て、廃案を求めた⁽¹³⁾。

しかし二月一日、プーチンは改正言語法に署名するに至った⁽¹⁴⁾。電子版『タタルスタン共和国』紙は「書体の基礎としてキリル文字を定める『言語法』案に大統領署名」との見出しで、地元議会が見直しを求めたにも拘わらず、その努力が報われず改正法が採択されたとした。ヴァレエフ議員は、仮に署名された場合、憲法裁判所に提訴するとし法廷闘争を示唆し、ラテン文字化を推進する立場を改めて公言した⁽¹⁵⁾。また、タタルスタン議会は約一年前の二〇〇一年二月三日に「キリル文字復活法」実現に向けて二九一八万四〇〇〇ルーブルを二〇〇二年度の予算としてすでに計上しており、連邦中央に一步も譲る姿勢を見せていなかった⁽¹⁶⁾。

二〇〇三年一月一六日には科学・教育・文化・民族問題に関する委員会が議会に憲法裁判所への提訴を求めたことか

ら、本格的な法廷闘争が始まることになった。⁽¹¹⁾そして九月九日に同委員会が憲法裁へ提出予定の質問状が完成したとし、舞台はようやく法廷へと移された。⁽¹²⁾そうした最中、共和国憲法裁判所は二月二四日、「タタルスタン」はラテン文字化への権利を有する」とし、文字変更に正統性を付与した。⁽¹³⁾この決定に勢いを得て、二〇〇四年一月五日にロシア憲法裁で行われた審理の際、共和国議長のフアリド・ムハメトシエンは「憲法は、口語や書体など自らの言語を自発的に発展させる連邦構成主体の全権を直接禁じながらも、ロシア連邦の諸言語の制定を保障」しており、「私たちはロシアの多民族性と多様な文字体系を守る」とし、ラテン文字化推進を改めて訴えた。⁽¹⁴⁾それに対して下院憲法委員のエレーナ・ミズリナは、「共和国の第二の国家語制定権は自由な言語選択権から派生するのであり、どの言語を選択するかを人々に強要できない」とし、共和国政府による一方的な試みだと非難した。⁽¹⁵⁾

全国的に注目が集まる中、二〇〇四年一月一六日にロシア連邦憲法裁判所は判断を下した。憲法裁は「ロシア連邦における国家語はロシア語であり、ロシア語は民族間コミュニケーションの基本的ツールとして、歴史的に同国の諸民族に用いられてきた。……立法府は、ロシア連邦国家語と共和国国家語のアルファベットの単一の書体を定めた上で、ロシア連邦において歴史的に形成された事実、すなわちキリル文字を基礎とした国家語の地位のある諸民族言語の存在や発展を確認し、正統化してきた。今日こうした決定は、国家の統一性を保持する目的において、全連邦的言語と共和国語の調和と均衡の保たれた機能を守って」おり(傍点引用者)、「母国語使用の権利を侵害するものではなく……ロシア連邦憲法には違反しない」と判示した。⁽¹⁶⁾判決後、ヴァレフは決定を「政治的なもの」と一蹴し、他方でミズリナは「連邦制回復の煉瓦の一つ(одним из кирпичиков)」と評価した。⁽¹⁷⁾ムハメトシエンは今後訴訟を提起する予定が無いとし、またタタルスタン最高裁が「ラテン文字復活法」の効力を停止したことで、言語法問題はひとまず終わりを告げた。こうして、キリル文字表記が義務付けられたのである(「改正言語法」第三条六項)。

もつとも、二〇〇一年採択の「愛国プログラム」の中で「ロシアの諸民族統一に向けたロシア語の役割向上(Повышение роли русского языка в консолидации народов России)」が謳われており、⁽¹⁸⁾ロシア語による国家統一の意思は憲法裁の決定以前にすでに示されていた。こうしたロシア文化を称揚する試みは、多数派である彼らのナショナリズムが「愛国主義」

に浸透していたと言えなくもない。少なくとも、タタール人からすれば言語法改正に関わる様々な問題は、ロシア・ナシヨナリズムの発露といえよう。統合の対象となる国民の多くがロシア人（ルースキー）である事実を鑑みれば、権力側はエスニックな要素を排除するのではなく、むしろロシア・ナシヨナリズム的要素を「愛国主義」に接続することで統合を目指したと考えられる。

しかし、異なる民族の包摂に言語の役割が重要視されている点は無視できない。例えば、ある調査では「真のロシアの民（истинным россиянином）」として「ロシア語を話す」という項目には、五八%が重要、二八%がある程度重要としている。⁽¹⁶⁾ 改正言語法に反対したのはタタルスタンを含め、二共和国のみであり、コミュニケーション・ツールとしてのロシア語が必要不可欠との認識もあつたのだろう。⁽¹⁷⁾ 現代ロシアの民族学者ヴァレリー・ティシコフも著書『多様性の中の統合』でラテン文字化に批判的な態度を示し、ロシア語の有用性や国家の統一性を擁護していた。⁽¹⁸⁾

ともかく、中央からの反発により文字改革が頓挫したため、タタルスタンは民族主義を前面に押し出すのではなく、それを部分的に「愛国」に接続し、自民族意識と共にロシアへの忠誠心を育むことで、対立を避けることにした。

第三項 タタルスタンにおける政策

(一) 「タタルスタン愛国プログラム」の策定

二〇〇二年三月に採択された「二〇〇二年から二〇〇六年までのタタルスタン共和国の児童・青年の愛国心教育に関するプログラム (Патриотическое воспитание детей и молодежи Республики Татарстан на 2002-2006 годы)」(以下、「タタルスタン愛国プログラム」とする)⁽¹⁹⁾は、連邦政府採択の「愛国プログラム」および一九九九年タタルスタン内閣採択の「タタルスタン共和国の青年市民の道徳、軍事愛国心教育ならびに戦争や抑圧の犠牲者の記憶の不朽化に関する活動の組織化についての決定」(Об организации работы по нравственному, военно-патриотическому воспитанию молодых граждан Республики Татарстан и увековечению памяти жертв войн и репрессий)⁽²⁰⁾に基づき、児童および青年層の意識改革を念頭に置いて策定

されたものである。このプログラムが若年層をターゲットにした背景には、ロシア軍への従軍低下があると記されており、先行研究の指摘とも符合する。もつとも、その目的は「青年層の市民性や道徳的社会的価値である愛国心」や「憲法的軍事的義務への忠実さ」などの形成であり、そのためには「愛国心、文化や歴史的過去、ロシア連邦および、タタルスタン共和国の伝統に対する尊敬の念」(傍点引用者)が求められるとしており、タタール民族意識と共にロシアへの忠誠を促すことで、「ロシア国民(ロシヤーニン)」意識の形成を目指していたのである。

同プログラムには、約六三二〇万ルーブルもの予算が計上されており、タタルスタン教育省や文化省、青年スポーツ省といった中央の権力機関に加え、地方行政機関や「タタルスタン退役軍人協会」などの社会団との協働が進められ、全共和國的な試みとされている。このように、プログラムは官公庁だけでなく社会団体といった様々なアクターの関与を通じて、共和国民の「愛国心」醸成を目指したのである。

プログラム採択後、社会団体は積極的に活動を展開した。例えば、社会団体「タタルスタンの英雄」のメンバーは青年層の軍事愛国心の教育を重要視しており、祖国防衛といった自身の経験を彼らと共有し「愛国心」教育に積極的に関与すると公言した。また同年八月、ある会議に出席したシャイミエフは「愛国心」形成の重要性を改めて強調し、次のように語った。昨今、排外主義に基づく青年の事件が頻発している。こうした事案は連邦的課題でもあり解決に向けて努力しなければならない。青年層に「愛国心」を持たせるには、彼らを退役軍人協会や青年団体と交流させる必要がある。この発言は、若者の中で拡大を見せる排外主義に警鐘を鳴らし、「愛国心」を教え込むことで国家統合を目指した「愛国プログラム」の趣旨と合致している。二〇〇三年六月には、戦争で斃れた兵士の遺骨収集を行っている社会団体「祖国」の設立一〇周年式典が開催され、共和国首相ジリヤ・ヴァレエヴァ (Zirya Baireeva) は「タタルスタンの探索隊はロシアでも有数の地域団体である」として、彼らの愛国的な活動を讃えた。地元紙は、この団体の活動の結果が「タタルスタン愛国プログラム」策定の基礎になったと報じ、「愛国心」を促進する政権の試みを指摘している。

また「愛国心」形成に国家シンボルも利用されるようになった。例えば二〇〇二年八月、共和国では国家への忠誠心を育む目的で「ロシア連邦の国旗の日」が祝われた。二〇〇五年にはタタルスタンの国旗および紋章が「国家紋章リス

ト」に追加されたのを受け、地元紙は「シンボルは愛国心を育む」と題し、政治家や識者、一般市民へのインタビューを実施し、国家シンボルへの意識を問うた。共和国法務大臣のミトハト・クルマノフ (Muxtar Kyrmahov) は、「国家シンボルは愛国心を育む」と明確に述べた一方で、一三歳の中学生は「学校で習っていないので、何を意味しているのかよく分らない」と率直に語りながら、「共和国の国旗をととも気に入っている」とも発言していた。⁽¹⁰⁾

二〇〇五年には「カザン千年祭」が開催されることになったが、当局はこの記念祭を通じて民族間の連帯強化を狙った。そこでまず、カザン・クレムリンに「クル・シャリフ・モスク」の再建とともにロシア正教の「生神女福音大聖堂」の修復を決定し⁽¹¹⁾、イスラームとキリスト教の共存をアピールした。モスクや聖堂が再建修復された日にはそれぞれセレモニーが開かれ、各式典に参加したシャイミエフは共和国の「多民族性」を幾度も指摘し、他民族との共存を訴えた。また、彼の全面的支援の下、タタール語映画「ジョレイハ」の制作が決定され、タタール文化の振興が進められることにもなったが、ともかく当局は千年祭に合わせて民族友好を演出することに腐心していたのである。

八月二六日の「カザン千年祭」では、連邦政府閣僚やプーチン大統領が共和国を訪れ、各式典に参加するなど盛大に祝われた。同日シャイミエフは、モスクや聖堂の再建に触れた上で、「カザンは民族友好シンボル」であり、「我が共和国に通じている人は、相互信頼や異なる民族や宗教に対する尊敬の念を評価している」と述べ、ここでも多民族性を意識した発言を行っていた。⁽¹²⁾ また同日、祝辞を述べたプーチンは「ロシアは常に多くの伝統、言語、独自の文化の相互浸透や調和によって強力であった」と述べ、シャイミエフ発言と同様に民族友好を意識していた。加えて彼は、六月の時点で「カザン千年記念メダル」制定を大統領令で決定し、大祖国戦争の退役軍人らにメダルを授与することで、「一体不可分のロシア」を演出してみせたわけだ。三一日の最終日には、首都カザンのみならず、アリメチエフスク、チストポリ、ザインスクなどの地方でも盛大なショーが行われ、共和国全てがお祭りムードであった。⁽¹³⁾ この日に演説したシャイミエフは、「ロシアは自己の文化伝統を有する民族が暮らす多民族国家」であることを改めて強調した。⁽¹⁴⁾

このようにタタルスタン当局は、ロシアへの忠誠心と合わせて自民族への帰属意識も育成することで、「ロシア国民（ロシヤーニン）」意識の創出に取り組んでいたのである。もっとも、こうした取り組みは教育現場でもなされていた。

(二) タタルスタンでの「愛国」教育

タタルスタン教育基本法によれば、教育に関する政策の基礎として、①生活や民族文化伝統の教育の連関(第四条第(四項))や②言語選択権および母語で教育を受ける権利(同上第七条)などが掲げられている。また、教育言語に関して、共和国の国家語たるタタル語とロシア語は平等に教育される(第六条第二項)と規定されている。二〇〇二〜〇三年の統計によれば、農村部の学校ではタタル語での教育が行われているが、都市部でも増加傾向にあり、当時、混合学校が四五二もあつたとされる。このように、民族の伝統文化の教育がなされ、生徒らは自身の民族アイデンティティを学んでいたのである。しかし先に見た「タタルスタン愛国プログラム」にならない、学校現場でも「愛国」をキーワードとした教育が行われるようになり、ロシア連邦への忠誠心が教え込まれるようになった。

例えば、アリメチエフスクの第二五中等普通学校のある教師は、特に国家へ尽くす軍事愛国心教育の重要性を指摘し、その上で自身が勤める学校には退役軍人祝賀会や戦勝記念日に行われる集会への参加行事等があり、高学年の生徒たちはこれらのイベントに参加して「愛国心」を学んでいると報告している。また、戦争博物館を利用した教育もなされており、それらの多くが教育機関に併設されている。例えば、沿ヴォルガ地区にある学校には二六の付属博物館があり、そこには父祖の英雄的行為を示す品々が展示されるなど、博物館は市民としての誇りや「愛国心」を創出する仕掛けとして捉えられているのだ。地元紙は「祖国愛を教育すべき」と題する記事を掲載し、第一二六カザン中学校付属博物館の運営に奔走するある女性を紹介している。博物館長のリリヤ・パーヴロヴナは「愛国心」教育に必要な新たな展示コーナーの開設を予定しているが、資金が足りず計画が頓挫しかけている状況に危機感を抱いていた。それにもかかわらず、彼女は展示コーナー開設を目指して出資者を募るなど、教育に情熱を注いでいたと記事は報じている。

その他、社会団体との積極的交流も推奨されている。カザン人文教育大学では「愛国」教育の一環として、兵士の遺骨収集を行う団体との活動が定期的に企画され、学生らは「愛国心」を学んでいるという。また第一三九学校は二〇〇四年から「祖国」に生徒を派遣している。過去に参加した経験のある一〇年生タマール・イヴァノヴァは、「軍人の認識票を見つけた」と語り、祖国に尽くした兵士の遺品を自ら見つけた喜びを吐露した。このように、「愛国」は教育の中核

となっており、統合のシンボルとして利用されているのである。⁽¹⁹⁾

こうした教育が功を奏したのかは定かではないが、一九九四年に行われた調査によれば、共和国内のタタール人は「自らをタタール人であると同時にロシヤ人である」と回答した者は都市部で三一・八％、農村部で一・二％であったものの、二〇〇一年の結果では、それぞれ四二・八％、二一・六％であった。また、同じ質問に対する共和国内のロシア人の回答は、一九九四年の調査では都市部で三五・三％、農村部で三六・九％、二〇〇一年の結果ではそれぞれ四五・一％、六三・六％と両民族ともに増加傾向にあった。⁽²⁰⁾ またタタール人を対象にした別の調査では、過去一〇年の間に三五％から六二％に高まっており、共和国でなされた政策の影響が大きいとしている。⁽²¹⁾

おわりに

これまで見て来たように、プーチンは「愛国」の名の下に少数民族の統合を促し、「一体不可分のロシア」創出に取り組んできた。特に国民の琴線に触れる戦勝を巧みに利用しながら「愛国心」を鼓舞し、多民族国家をまとめ上げようとした。同様の試みはタタルスタンでもなされ、両者の政策は共鳴していた。もともと、タタルスタンが自民族の文化伝統の振興に着手すると（ラテン文字化）、中央地方関係は次第に民族対立の様相を呈するようになった。ところが、文字改革が中央の反発で頓挫すると、タタルスタンは自民族の伝統を前面に押し出すのではなく、そうした要素を「愛国」にうまく接続することで、中央との対立を回避した。特に、二〇〇一年に採択した「タタルスタン愛国プログラム」に基づき、タタール意識を育みながら、「大祖国戦争」での勝利を「愛国」の象徴として利用し、ロシア国民意識の形成に取り組んできた。それに対して、プーチンの「愛国」には、文字改革で見られたように、ロシア・ナショナリズムの要素があり、多数派たるロシア人の統合に利用されたことは否定できない。しかし他方で、連邦中央は共和国での「愛国」の実践を否定することはなかったため、反ロシアに向かわない限り、少数民族の文化伝統も国家統合に寄与し得ると判断したのであろう。そういう意味で、諸民族の文化伝統は全否定されたのではなく、むしろその振興策が一定程度図ら

れたのであり、連邦中央の柔軟性を読みとることもできる。ともかく、戦勝は現代ロシアで重要なシンボルであり、それを利用してロシアへの「愛国心」を育むことが政策の支柱をなしたのである。

近年では、哲学者ユルゲン・ハーバーマスの「憲法パトリオティズム」が注目されるなど統合の在り方が重要なトピックスとなっている。⁽¹⁶⁾ こうした議論に触発され、最近ロシアでもハーバーマス流の統合の可能性を検証した研究が発表され、ポスト・ナショナルな統合が日々議論されている。もともと、旧ソ連地域では新たな国民国家の建設が熱心に進められ、⁽¹⁷⁾ 統合の在り方がまさに問題になっているのである。⁽¹⁸⁾ ロシアでも「愛国」教育の是非を巡って様々な主張が展開されているが、本論でも見たように、もっぱらナショナル・アイデンティティの共有に基づく「愛国」政策が主流であり、各地の経験がメディアで紹介されている。⁽¹⁹⁾ しかし、その政策を個別具体的に見ていくと、例えばロシア人が多数を占めるモスクワではロシアの伝統文化が称揚されるケースが一部あり、⁽²⁰⁾ ロシア・ナショナリズムが多数派の統合に利用されたと言えなくもない。そういう意味で、ロシア人が多数を占める地域の政策を検討し、「愛国」とナショナリズムの関連性を明らかにしなければならぬ。なお、この点については他日を期したい。

注

- (1) Независимая газета, 23 января 2012 г.
- (2) Вопросы статистики, № 2, 2012, С. 7.
- (3) 下斗米伸夫「ロシア政治と地域主義」木戸翁、皆川修吾編『スラブの政治』弘文堂、一九九四年、九一一―一六頁。同『ロシア世界』筑摩書房、一九九九年、第六章。
- (4) Исаев Б.А., Баранов Н.А. Современная российская полнота. СПб, Питер, 2012, С. 412-415.
- (5) Независимая газета, 30 декабря 1999 г.; 下斗米『ロシア世界』第二章。
- (6) Шугалеников Н.О. Патриотизм—источник консолидации российского общества // Альманах современной науки и образования, № 1, 2013, С. 184-187.
- (7) 本稿のように多民族国家を対象にする場合、「その国全体への忠誠心がパトリオティズムで、その中の一つの民族への忠誠心がナ

- シヨナリズム」とする(塩川伸明「民族とネイション——ナシヨナリズムという難問」岩波新書、二〇〇八年、二六頁。傍点引用者)。なお、訳語として「愛郷心」「愛国心」などある(岡本仁宏「パトリオティズム(愛国心)」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開——概念史から見た政治思想史 第三巻』晃洋書房、二〇〇九年、一〇五—一三五頁)。ブーチンの「愛国」は国への忠誠心を促したものであるため、パトリオティズム≡愛国心としている。
- (8) 拙稿「現代ロシアにおける『愛国主義』政策の変遷——『カラト革命』と青年層」『ロシア・東欧研究』第三九号、二〇一一年。
- (9) 当時、八九の連邦構成主体の内、二一の主体が共和国と称していた。なお連邦再編により八三に減少したが、二〇一四年のクリミアとセヴァストポリール編入により八五になった(Российская газета, 19 марта 2014 г.; 24 марта 2014 г.)。
- (10) Репина Россия: основные характеристики субъектов Российской Федерации 2008, М., Росстат, 2008, С. 353.
- (11) Вопросы статистики, 2012, № 2, С. 7
- (12) 松里公孝「エスノ・ボナバルティズムから集権的カシキスモへ——タタルスタン政治体制の特徴とその形成過程 一九九〇—一九九八」『スラヴ研究』第四七号、一—一三六頁。
- (13) 下斗米伸夫「ロシア政治の制度化——タタルスタン共和国を例として」皆川修吾編『移行期のロシア政治』溪水社、一九九九年、一八三—二二二頁。同『ロシア世界』第七章。塩川伸明「ロシアの連邦制と民族問題——多民族国家ソ連の興亡Ⅲ」岩波書店、二〇〇七年、第二章など。
- (14) Република Татарстан, 5 октября 2004 г.
- (15) Valerie Sperling, “The Last Refuge of a Scoundrel: Patriotism, Militarism, and the Russian National Idea,” *Nations and Nationalism*, No. 9, Vol. 2, 2003, pp. 235-253.
- (16) Douglas W. Blum, “Official Patriotism in Russia: Its Essence and Implications,” *POMARS Policy Memo*, No. 420, 2006, pp. 1-5; Valerie Sperling, “Making the Public Patriotic: Militarism and Anti-Militarism in Russia,” in Marlene Laruelle (ed.), *Russian Nationalism and the National Reassertion of Russia*, Routledge, 2009, pp. 218-271; Elisabeth Sieca-Kozłowski, “Russian military patriotic education: a control tool against the arbitrariness of veterans,” *Nationalities Papers*, Vol. 38, No. 1, 2010, pp. 73-85.
- (17) それぞれの問題点が研究者によって指摘をされている。Гельман В. Я. Возращение левых? Политика легитимизации в современной России // Политические исследования, 2006, № 2, С. 90—109; Козакевич А. Феминизм и российская политика в рамках «правильной демократии»: последствия отмены губернаторских выборов РФ // Политическая наука. 2006, М., РОССПЭН, 2007, С. 136—156 и т.д.

- (18) 拙稿「プーチン期における『愛国主義』政策の形成過程——連邦構成主体のイニシアティブに着目して」『政治研究』第六〇号、二〇一三年、二三九—二七三頁。
- (19) もっとも、政権が国家への忠誠を育む目的で「愛国心」の涵養を促したとしても、それにナショナリズムが浸透する(した)可能性を無視できない。というのも、ソヴィエト期に「愛国主義」が鼓舞されたが、実際にはロシアの伝統文化が称揚され「愛国」にロシア・ナショナリズムが浸透していたとされており(塩川伸明『国家の構築と解体——多民族国家ソ連の興亡Ⅱ』岩波書店、二〇〇七年、第三章など)、プーチンの「愛国主義」政策を検討する場合もナショナリズムの要素を考慮する必要があるだろう。なお、本稿の主題は「愛国」の異同であり、ナショナリズム論ではない。
- (20) *Mitsuzato K.* Субрегиональная политика в России: методика анализа // Третье заседание государственного строительства России: подготовка и реализация Федерального Закона об общих принципах организации местного самоуправления в Российской Федерации / Под. ред. К.Мадзуэто, Самуро, 1998, С.12-35; 中村逸郎「サハリン州と南クリル地区の自治制度(ローカル・オートノミー)」『スラヴ研究』第四五号、一九九八年、二八七—三〇四頁。
- (21) この点、高田和夫『ロシア帝国論——一九世紀ロシアの国家・民族・歴史』平凡社、二〇一二年が詳しい。
- (22) 濱本真美『聖なるロシア』のイスラーム——一七—一八世紀タタール人の正教改宗』東京大学出版会、二〇〇九年。
- (23) 櫻間瑛『受洗タタール』か『クリャシェン』へ——現代ロシアにおける民族復興の一樣態』『スラヴ研究』第五六号、二〇〇九年、一二七—一五五頁。
- (24) 塩川『ロシアの連邦制と民族問題』、一〇六頁。
- (25) *Мирский И. И.* Национальная идеология и национальные взаимоотношения в Республике Татарстан. М., Весь Мир, 2004, С. 75-76; *Семенов В.* Ислам и национальное татарское возрождение на рубеже тысячелетий // Вестник, 2010, № 9, С. 108-112.
- (26) 塩川伸明『国家の統合・分裂とシテイスンシップ——ソ連解体前後の国籍法論争を中心に』塩川伸明・中谷和弘編『法の構築』東京大学出版会、二〇〇七年、一一五—一八八頁。
- (27) 塩川『ロシアの連邦制と民族問題』、一三三—一四〇頁。
- (28) *Бондаренко Е. А.* Республика Татарстан: национальные отношения // Социологические исследования, 1999, № 11, С. 72.
- (29) *Комлев Ю. Ю.* Опыт мониторинговых исследований в Татарстане // Социологические исследования, 1993, № 1, С. 110.
- (30) *Мирский В.* Указ. соч., С. 59.
- (31) Там же, С. 60.

- (32) 関啓子「民族アイデンティティの形成——タタルスタンの場合」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』一九九八年三月号、七頁。
- (33) 澤野由紀子「タタルスタン共和国の教育制度」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』一九九八年三月号、三一—三九頁。
- (34) *Лучишева Л.В.* Влияние культурной политики на этносоциальные процессы русской части населения Республики Татарстан. Автореф. дисс... канд. соц. наук. Казань, 2006.
- (35) 関啓子『多民族社会を生きたる——転換期ロシアの人間形成』新読書社、二〇〇二年、一三六頁。
- (36) *Гарипов Я.З.* Языковое развитие полиэтнического региона // Социологические исследования, 2012, № 4, С. 67.
- (37) *Дробякеева Л.М.* Идентичность и этнические установки русских в своей и иноэтнической среде // Социологические исследования, 2010, № 12, С. 56.
- (38) *Бондаренко.* Указ. статья, С. 72.
- (39) 拙稿「現代ロシムにおける『愛国主義』政策の変遷」参照。
- (40) <http://patriotfilm.ru/rus/fund.html> (二〇一四年一〇月七日閲覧)。以下、断りのない限りウェブページは同日に閲覧)
- (41) Протокол № 2(12) -П4 от 21 мая 2003 г. заседания Правительственной комиссии по социальным вопросам военнослужащих, граждан, уволенных с военной службы, и членов их семей.
- (42) Коммерсантъ деньги, № 46, 20-26 ноября 2007 г., С. 126.
- (43) Там же.
- (44) Коммерсантъ, 7 февраля 2006 г.
- (45) *Зарудина С.Н.* Патриотизм в современном российском кинематографе (2000-2010гг.) // Общественные науки и современность, 2012, № 5, С. 170-172.
- (46) *Шпагина А.* Религия войны. субъективные заметки о богоскопательстве в советском военном кинематографе // Искусство кино, 2005, № 5, С. 57.
- (47) ショージ・L・モッセ (佐藤卓己・佐藤八寿子訳) 『大衆の国民化——ナチズムに至る政治シンボルと大衆文化』栢書房、一九九四年。ジョン・ボドナー (野村達朗ほか訳) 『鎮魂と祝祭のアメリカー歴史の記憶と愛国主義』青木書、一九九七年など。
- (48) Республика Татарстан, 13 марта 2001 г.
- (49) Республика Татарстан, 8 мая 2001 г.
- (50) Там же.

- (75) Республика Татарстан, 29 апреля 2005 г.
- (76) 学術的関心も高く、タタルスタン出身兵士の手紙を分析した学位論文もある。Иванов А.Ю. Фронтные письма участников Великой Отечественной войны как исторический источник, Авторф. дисс... канд. ист. наук. Казань, 2009.
- (77) Макарова Г.И. Динамика российской региональной и этнических идентичностей в Татарстане // Социологические исследования, 2001, № 5, с. 76.
- (78) Антоніі·D·Смис (一條都子訳) 『選ばれた民——ナショナル・アイデンティティ、宗教、歴史』青木書店、二〇〇七年、二八三—三三〇頁。
- (79) Ivo Minssen, "An old Myth for a new Society," in Philipp Casula and Jeronim Perovic (eds.), *Identities and Politics During the Putin Presidency: the foundations of Russia's Stability*, Stuttgart, ibidem-Verlag, 2009, pp. 284-305, Ivo Minssen, "The Victory Myth and Russia's Identity," *Russian Analytical Digest*, No. 72, 2010, pp. 6-9.
- (80) 高橋和之編『(新版) 世界憲法集』岩波書店、二〇〇七年、四四五—四四六、四五九頁。
- (81) なお、「一九二九年のラテン文字移行を基にしている」との指摘もある(土岐康子「言語改正の背景『外国の立法』二〇〇三年五月号、一六一、一六四頁)。これは、同年八月に中央執行委員会がアラビア文字の使用禁止を決定したことに依拠していると思われる(Собрание законов СССР, 1929, И 52, 477)。「ラテン文字復活法」にその記述はない。当時の新聞報道では、「ラテン文字化が一九二七年に発表されたため、本論でもそれらの報道にならった(例えば、Красная Татария, 18 января 1929 г.: 10 декабря 1930 г)。
- (82) ВРСТ, 1999, № 10, Ст. 713.
- (83) Коммерсантъ, 22 сентября 1999 г.
- (84) Коммерсантъ, 30 августа 2000 г.
- (85) Республика Татарстан, 11 января 2001 г.
- (86) Республика Татарстан, 7 августа 2001 г.
- (87) ВРСТ, 2000, № 12, Ст. 323. 実際の執行額は一四九万四〇〇〇ルーブルで、計上額の僅か六%であった(ВРСТ, 2002, № 10)。
- (88) Коммерсантъ, 20 сентября 2001 г.
- (89) Республика Татарстан, 22 сентября 2001 г.
- (90) Республика Татарстан, 18 октября 2001 г.
- (91) Там же.

- (92) Велюности СНД и ВС РФСР, 1991, № 50, Ст. 1740.
- (93) Коммерсантъ, власть, № 10, 12-18 марта 2002 г., С. 18.
- (94) Стенограмма заседания государственной думы от 5 июня 2002 г. (<http://transcript.duma.gov.ru/node/1692/#>)
- (95) 同右。
- (96) 同右。
- (97) 同右。
- (98) Коммерсантъ, 6 июня 2002 г.
- (99) Собрание законодательства Российской Федерации, 2002, № 48, Ст. 4751 (СЗРФ 2002 № 48).
- (100) Стенограмма заседания государственной думы от 15 ноября 2002 г., № 201(649) (<http://transcript.duma.gov.ru/node/1600/>); СЗРФ, 2002, № 48, Ст. 4752.
- (101) Коммерсантъ, 16 ноября 2002 г.
- (102) Республика Татарстан, 16 ноября 2002 г.
- (103) СЗРФ, 2002, № 49, Ст. 4834.
- (104) Коммерсантъ, 28 ноября 2002 г.
- (105) Республика Татарстан, 28 ноября 2002 г.
- (106) Коммерсантъ, 29 ноября 2002 г.
- (107) ВГСТ, 2002, № 11, Ст. 1364.
- (108) 電子版『タタリスタンの共和国』(http://www.rt-online.ru/add_material/documents/document-100/46510/)°
- (109) Коммерсантъ, 3 декабря 2002 г.
- (110) СЗРФ, 2002, № 50, Ст. 4926; Коммерсантъ, 16 декабря 2002 г.
- (111) <http://www.rt-online.ru/news/77109/>
- (112) ВГСТ, 2001, № 12, Ст. 931.
- (113) 執行額は四九六万三〇〇〇ルーブルであり、計上額の僅か一七%であった(ВГСТ, 2003, № 7, Ст. 1799)。こうしたタタルスタン側の事情は検討すべき重要事項だが、紙幅の関係で論ずることができず、別個の課題とする。
- (114) Республика Татарстан, 21 января 2003 г.

- (115) Коммерсантъ (казань), 10 сентября 2003 г.
- (116) Республика Татарстан, 25 декабря 2003 г.
- (117) Независимая газета, 6 октября 2004 г.
- (118) Коммерсантъ, 6 октября 2004 г.
- (119) Там же.
- (120) СЗРФ, 2004, № 47, Ст. 4691.
- (121) Коммерсантъ (казань), 29 декабря 2004 г.
- (122) Российская газета, 17 ноября 2004 г.
- (123) Коммерсантъ, 17 ноября 2004 г.
- (124) 対象は裁判所(第一八条)‘マスメディア’での言語(第二〇条)‘道路標識’(第二三条)などであり、規定を見る限り、あくまでも公的領域での制約であって、公私の区分がなされていると言えなくもない。なお、「文字表記の自由」という問題を提起するとの指摘もある(渋谷謙次郎編『欧州諸国における言語法——欧州統合と多言語主義』三元社、二〇〇五年、四七二頁)。
- (125) СЗРФ, 2001, № 9, Ст. 822.
- (126) Общественное мнение – 2012, М., Левада-Центр, 2012, С. 17.
- (127) 世論調査でも「多民族のロシヤ」より意識が強へ(Здравомыслов А.Т. Национальное самосознание россиян // Мониторинг общественного мнения: экономические и социальные перемены, 2002, № 2, С. 52) 道具としてのロシヤ語が重要であったのである。
- (128) *Ташков В.А.* Единство в многообразии: публикации из журнала «Этноантропам» 1999–2011 гг., Оренбург, Издательский центр ОГАУ, 2011, С. 75–81.
- (129) 興味深いことに、二〇〇六年版の「愛国プログラム」では、「ロシアの諸民族の統合強化(укрепление единства народов России)」を目的に「チュルク文化の日」が新たに盛り込まれたが、「ロシア語の役割」は削除され(СЗРФ, 2005, № 29, Ст. 3064)‘少数民族の伝統が利用されることになった。このように見ると、政権はロシア・ナショナリズムを部分的に利用し、それを「愛国主義」に接続しつつ、少数民族の文化伝統をも称揚し「一体不可分のロシア」創出を進めていたと言えなくもない。
- (130) Постановление Кабинета Министров Республики Татарстан № 133 от 18 марта 2002.
- (131) Постановление Кабинета Министров Республики Татарстан № 608 от 13 сентября 1999.
- (132) Sperting, “Making the Public Patriotic,” pp. 223–226.

- (13) 独自路線から協調路線へ変更した政治的意図については検討すべきだが、紙幅の関係上論ずることができず、別個の課題としたい。なお、ある論者は、「二〇〇〇年からは全ロシアのアイデンティティの一部としての共和国アイデンティティ形成」に取り組んだとし、*Усан (Салима Д.В. Этнорегиональная идентичность: социальные детерминанты и конструктивистская деятельность СМИ (на примере Республики Татарстан) // Джайланские, этнические и религиозные идентичности в современной России / Отв. ред. В.С. Магун, М., Института социологии РАН, 2006, С. 257)。*
- (134) Республика Татарстан, 4 апреля 2002 г.
- (135) Республика Татарстан, 22 августа 2002 г.
- (136) Республика Татарстан, 10 июня 2003 г.
- (137) 共和国の国旗などのシンボルは一九九九年に法制化された (ВГСТ, 1999, № 8 (1 часть))。
- (138) Республика Татарстан, 22 августа 2002 г.
- (139) Республика Татарстан, 28, января 2005 г.
- (140) Республика Татарстан, 29, января 2005 г.
- (141) 一九九九年の大統領令で開催が決定 (ВГСТ, 1999, № 8, Ст. 366)。
- (142) 電子版『タタリスタン共和国』(http://www.rt-online.ru/add_material/documents/document-104/61718/)。
- (143) Республика Татарстан, 22 июня 2005 г.; 25 июня 2005 г.
- (144) 映画の内容は、櫻間瑛「多・民族共和国の葛藤——タタール語歴史映画『ジョレイハ』を手掛かりに」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』二〇一三年五月号、二五—三三頁を参照。
- (145) Республика Татарстан, 27 августа 2005 г.
- (146) Там же.
- (147) СЭРФ, 2005, № 27, Ст. 2729.
- (148) Республика Татарстан, 31 августа 2005 г.
- (149) Там же.
- (150) 二〇〇九年に一部改正された (ВГСТ, 2009, № 7-8, Ч. 1, Ст. 590)。
- (151) 二〇〇六年に内容が変更された (ВГСТ, 2006, № 6, Ч. 1, Ст. 1516)。
- (152) 岩崎正吾・関啓子『変わるロシアの教育』東洋書店、二〇一一年、四二頁。なお、ある論者によればタタール語復興政策は失敗に

- 終わつたことゝ (Dmitry Gorenburg, “Tatar Language Policies in Comparative Perspective: Why Some Revivals Fail and Some Succeed,” *Ab Imperio*, No. 1, 2005, pp. 1-28)。
- (153) *Vasyukov E. I.* Военно-патриотическое воспитание Школьников в процессе занятий физической культуры // Наука третьего тысячелетия: сборник статей международной научно-практической конференции / Отв. ред. А.А.Сухасян, Уфа, 2013, С. 107-110.
- (154) *Билалов М.Ю.* Социализация личности средствами музейной педагогики, Автореф. дисс... канд. пед. наук, Казань, 2003.
- (155) Республика Татарстан, 8 мая 2004 г.
- (156) Республика Татарстан, 26 октября 2004 г.
- (157) *Хузакметов А.* Воспитать патриотов // Образование как интегративный фактор цивилизационного развития, Казань, Таргитат, 2005, С. 177.
- (158) Республика Татарстан, 20 января 2007 г.
- (159) なお、ロシアのシナイズンシツン教育を検討した研究者は、「ブーチン政権誕生後、「愛国心」が重視されており、一九九〇年代とは異なる教育だと評している (Nelli Prattoeva, “Citizenship Education as an Expression of Democratization and Nation-Building Processes in Russia,” *European Education*, Vol. 37, No. 3, 2005, pp. 38-52; 嶺井明子編『世界のシナイズンシツン教育——グローバル時代の国民・市民形成』東信堂、二〇〇七年、一五〇—一五二頁)。
- (160) *Макарова.* Указ. статья, С. 74-75.
- (161) *Парезыдов С.И.* Этноконфессиональные отношения в России как фактор политического риска // Политика, 2011, № 4, С. 28.
- (162) 齋藤純一『政治と複数性——民主的な公共性に向けて』岩波書店、二〇〇八年など。
- (163) *Бабуца И.Н.* Доктрина конституционного патриотизма: европейский вызов и российская перспектива // Государство и право, 2014, № 1, С. 5-16.
- (164) ソ連崩壊後、少数民族の一部が独立した地位を望むという「入れ子構造」的な民族問題があり、事態をより複雑にしている。
- (165) *Голунов С.В.* Патриотическое воспитание в России: за и против // Вопросы образования, 2012, № 3, С. 258-273.
- (166) 例え、 Чительская газета, № 28, 8 июля 2003 г.
- (167) 二〇〇二年の統計では、モスクワ州のロシア人は九一%、モスクワは八四・八%であった (Регионы России. Основные характеристики субъектов Российской Федерации. 2008 / Росстат, М., 2008, С. 83, 140)。
- (168) Чительская газета, № 17, 22 апреля 2003 г.